

別表十七（二の二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2（第4項を除きます。）（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）又は第66条の5の3（超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「所得金額仮計4」（別表四「22の①」）は、法第23条（受取配当等の益金不算入）及び第142条の4第1項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）並びに措置法第66条の5第1項（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合の別表四の「22の①」の金額を記載します。
- 3 「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額6」は、法第33条第2項（資産の評価損の損金不算入等）の規定（令第68条第1項各号（資産の評価損の計上ができる事実）に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限り。）の適用を受ける場合において、法第33条第2項の規定により損金の額に算入する金額を記載します。
- 4 「減価償却資産に係る償却費の額8」及び「貸倒れによる損失の額9」は、法人の当期の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。
- 5 「特定子法人の課税対象金額等12」は、次により記載します。
 - (1) 外国関係会社（措置法第66条の6第2項第1号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいいます。以下同じ。）又は特定外国子会社等（平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第66条の6第1項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定外国子会社等をいいます。以下同じ。）である特定子法人（措置法令第39条の13の2第18項第2号（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）に規定する特定子法人をいいます。以下同じ。）の特定子法人事業年度（同条第21項に規定する特定子法人事業年度をいいます。以下同じ。）の期間（同条第18項第2号に規定する期間をいいます。以下同じ。）内に、当該法人が当該外国関係会社又は特定外国子会社等に対して支払った関連者支払利子等の額（措置法第66条の5の2第2項に規定する関連者支払利子等の額をいいます。以下同じ。）がある場合には、当該法人の当期に係る当該外国関係会社又は特定外国子会社等の当該特定子法人事業年度に係る措置法第66条の6第1項に規定する課税対象金額、同条第6項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第8項に規定する金融子会社等部分課税対象金額又は平成29年旧措置法第66条の6第1項に規定する課税対象金額若しくは同条第4項に規定する部分課税対象金額を記載します。
- 6 法人が適格合併に該当しない合併により当該法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の13第1項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額15」は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額を記載します。
- 7 「損金不算入額24」（(20) - (23)又は(21)）は、措置法第66条の5の2第7項の規定の適用を受ける場合には、「(20) - (23)又は」を消します。
- 8 外国法人が措置法第66条の5の2の規定の適用を受ける場合は、次により記載します。
 - (1) 「別表十七（一）「28」、「29」、「30」又は「31」19」から「損金不算入額24」までの各欄は、記載を要しません。
 - (2) 「損金不算入額29」（(26)又は(27)）は、措置法第66条の5の2第10項の規定の適用を受ける場合には、「(26)又は」を消します。